



ちば興銀

2025年10月

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

貸金庫規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

これを受け、千葉興業銀行では、貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定の対象となる規定

《貸金庫・セーフティケース規定書》

《自動貸金庫規定書》

2. 主な改定内容

(1) 規定の改定以降、貸金庫内に現金を保管いただくことができなくなります。(※)

現在、貸金庫内に現金を保管されているお客さまは、次回ご来店の際、現金のお引き取りをお願いいたします。

※格納いただけない現金につきましては「5」をご参照願います。

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただきます。

本書面は、2025年12月以降、お届けいただいている住所に郵送させていただきますので、お手元に届き次第、内容をご確認いただき、ご申告をお願いいたします。

3. 改定後の規定

下記をご参照ください。

《貸金庫・セーフティケース規定書》

《自動貸金庫規定書》

4. 規定の改定日

2026年4月1日

5. 貸金庫に格納いただけない現金

「現金」とは以下のものをいいます。

(1) 日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
詳細については、こちらをご確認ください。

(2) 「(1)」と肖像が同一である銀行券 (2007 年発行停止の一万円券 (福沢諭吉))

1. 現在発行されている銀行券	
	
	
	
	

2. 「1」と肖像が同一である銀行券 (2007 年発行停止の一万円券 (福沢諭吉))



(3) 外国通貨